

5. これからの海岸づくりに向けた重要事項

5. これからの海岸づくりに向けた重要事項

本計画は、背後地に住まう人々の生命と財産の安全確保と、持続可能な環境と利用を両立する公共性を基軸とし、計画の策定から実施の各段階に至るまで必要に応じて適宜住民の参画を得る。

5.1 海岸管理者等関係機関における体制づくり

本計画を推進するにあたり、河川やまちづくりなどに関係することから、海岸管理者等関係機関がメンバーとなる会議等を活用するなど（図 5.1）、関係各者と適宜協力しながら、本計画に示された施策を適切に推進する。

施策の推進にあたっては、対象とする海岸ごとに現状や課題の把握とその情報の共有化に努めるとともに、隣接する河川・海岸への影響や各種総合計画等との整合性、関係者の意見等を確認し、地域の実情に応じた海岸保全施設の整備計画や養浜（サンドリサイクルやサンドバイパスを含む）を検討していく。

また、関係機関との調整や地域における協議については、それぞれの立場を尊重し、建設的な議論を通じて、相互に納得できる方向性を模索しながら合意形成に努める。



図 5.1 海岸保全の体制づくりの例

5.2 市町村による日常的な海岸管理の推進

市町村長は、県知事等と協議して、海岸保全区域及び一般公共海岸区域における一部の管理を行うことが可能となっている（図 5.2）。その内容は、日常的な管理としての、海岸占有の許可、行為の許可などの権限である。

既にわが国においては、いくつかの市町村による海岸管理が行われている事例もあることから、先例事例としての条例の紹介、及び権限委任に関連する法的助言などの情報提供に努めるとともに、国有財産法等、他の法律との整理を行うことによって、市町村の日常的な管理への参画を支援する。

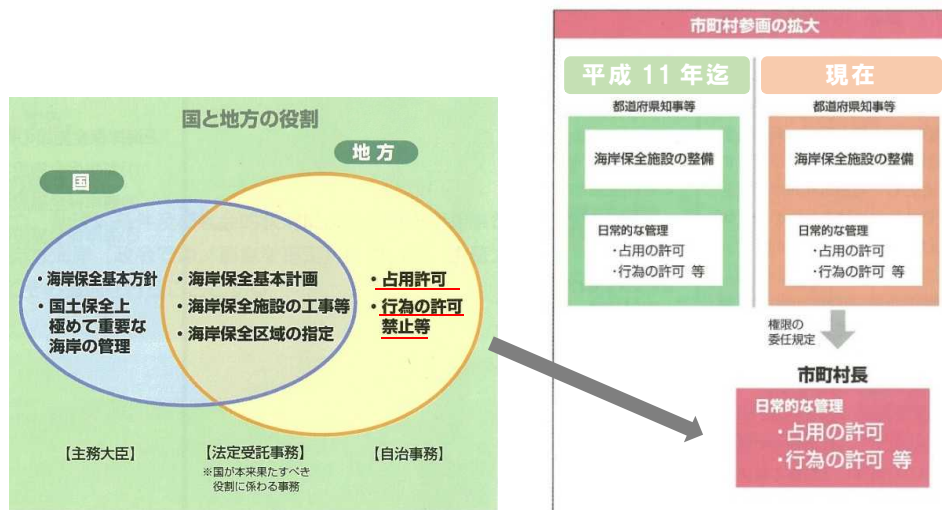


図 5.2 海岸法改正（平成 11 年）による海岸管理における市町村管理の拡大
出典：「新海岸法の施行」（（社）全国海岸協会、平成 12 年）

5.3 海岸管理者と海岸利用者や海岸協力団体等との連携

本計画を推進し、海岸ごとに防護・環境・利用の調和のとれた整備を実施していくためには、海岸管理者と海岸利用者が連携し、協力し合う体制の構築が不可欠である。

その一環として、地域で取り組まれている清掃活動（写真 5.1）、植栽、希少な動植物の保護、防災・環境教育など幅広い海岸保全活動を支援するとともに、海岸保全に関する調査研究を実施する。また、海岸管理者や地域と協働しながら海岸管理を担う法人・団体を「海岸協力団体」として指定し、地域との連携を強化することで、地域の実情に即した海岸管理の充実を図る。

さらに、関係者間では、日常的な海岸の維持管理に関わる多様な課題を共有し、情報の一元化や多方面からの取り組みを推進する。この際、市町村とも連携し、必要に応じて海岸利用者との協議を行う。協議にあたっては、特定の意見に偏らないよう配慮しつつ、幅広い関係者の意見を得るための工夫を行うとともに、問題点や課題に関する専門家の見解、法的・技術的情報、上位計画の説明などを通じて、相互理解の深化に努める。また、海岸利用者から寄せられた提案や要望についても、関連する情報の収集や意見の背景の共有を行い、互いに納得できる対応方針を模索する。

（大洗港区海岸 大洗町）



（鹿島港海岸平井地区海岸 鹿嶋市）



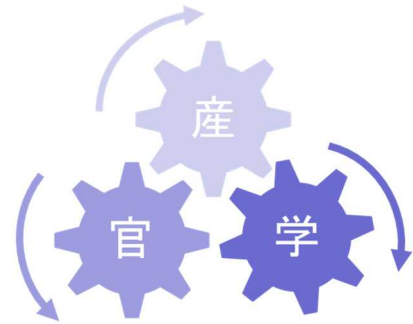
（鹿島港海岸日川地区海岸 神栖市）



写真 5.1 住民参加による海岸清掃

5.4 海岸管理者と大学・研究機関等との連携

海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくため、海岸管理者と地元の大学、博物館、研究機関等と連携を進める。茨城沿岸に関わる各種の調査データ、結果等を、産官学で共有し、相互に活用する仕組みづくりに取り組んでいく。



写真提供：筑波大学

写真 5.2 海岸管理者と大学・研究機関との連携

5.5 多様な主体との連携

海岸は、海と陸が接する空間であり、様々な利用の可能性を秘めている。そのため、海岸が持つ特性をより広く、そして適切に活用していくことが重要である。

レジャーやスポーツの振興、自然体験や学習活動の推進、健康増進、さらには自然との共生の促進といった多様なニーズに対応するため、茨城の海岸を県内外はもとより海外にも広く発信していく。また、こうした取組みを効果的に進めるため、多様な主体との連携に努める。

さらに、総合的な土砂管理やごみ投棄の抑制を推進するうえで、海域と陸域が一体となった施策を展開することが求められる。加えて、海面利用のルールづくりや、沿岸域における関係者の連携体制の構築を進め、海洋基本計画に基づく沿岸域の総合的管理の実現を目指す。

5.6 海岸愛護の啓発、海岸環境教育の充実

海岸に関わる情報や知識、そして地域に受け継がれてきた知恵は、地域全体で守り、次世代へ継承していくべき大切な財産である。

この考えのもと、海岸美化や希少な動植物の保護といった海岸愛護活動、さらには防災教育を含む海岸環境教育の充実を図るため、県及び市町村の教育計画と連携推進しながら、人材育成の取組みを推進する。

また、海岸愛護活動の普及・拡大や生涯学習との連携を進めるため、市町村、教育機関、ボランティア団体などと協力し、海岸利用者に対する環境教育や利用マナー向上に取り組む。あわせて大洗町の活動をはじめとする県内の先進的な事例を紹介するなど、情報提供の充実にも努める。

さらに、大学や研究機関、水産試験場の研究者、海岸の防護・環境・利用に関わる活動団体、地元有識者などと幅広く情報共有や意見交換を行い、専門的な知見を取り入れることで、取り組みの質を高めていく。

加えて、ミュージアムパーク茨城県自然博物館やアクアワールド茨城県大洗水族館、NPO 法人が主体となつて行うジオパーク活動など、茨城沿岸の海岸に関する調査研究を積極的に実施している機関とも連携する。これにより、次世代を担う子どもたちが茨城の海岸に誇りを持ち、海岸を大切に思う心を育むための学習の場づくりに努める。

写真 5.3 に、ガイド付きでジオポイントを巡るジオツアーの様子を示す。



写真提供：NPO 法人いばらき TU・NA・GU ジオ Facebook

写真 5.3 ガイド付きでジオポイントを巡るジオツアー（ジオパークの取組み）

5.7 気候変動への対応

令和 3 年（2021 年）に公表された IPCC 第 6 次評価報告書（第 1 作業部会）によれば、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と明確に示されている（図 5.3 参照）。こうした地球温暖化の進行に伴い、日本沿岸の年平均海面水位は 21 世紀を通して上昇し続けると予測されている（確信度：高）。

具体的には、21 世紀末には、4° C 上昇シナリオ（RCP8.5）で約 0.68m（0.56～0.88m）、2° C 上昇シナリオ（RCP2.6）で約 0.40m（0.30～0.55m）の海面水位の上昇が見込まれている。

一方で、こうした気候変動予測には一定の不確実性が存在し、技術の進展に伴い予測精度が徐々に向上していくことが期待されるものの、将来にわたり完全に不確実性が解消されることはないと考えられている。そのため、観測、監視、予測、評価、適応のサイクルを継続的に回し、海岸保全基本計画を定期的に見直していく仕組みが必要である。

また、日本近海平均海面水位変化は、黒潮の長期的な盛衰や蛇行の変化など強い地域特性の影響を受け、必ずしも世界平均の海面水位変化と一致しない点にも注意を払う必要がある。こうした地域特有の変動を踏まえた管理が求められる。

海岸管理においては、海岸保全施設の補修・更新の際に、海面水位上昇の影

響や海象の変化を評価したうえで、必要に応じて施設の嵩上げを行うなど、社会状況や地域の要請を反映した適切な対応策を検討することが重要である。

さらに、地球温暖化対策の進展状況や社会条件の変化により、将来の気候変動には不確実性が伴う一方で、海面水位上昇や台風強度の高まりによる潮位偏差や波浪外力の増大など、従来を超える外力による被害の発生を完全に防ぐことは難しい。そのため、被害が生じることを前提とした危機管理対策の検討が不可欠である。

この観点から、気候変動に伴う外力変化の予測情報やモニタリング結果の収集に努め、状況の把握と対策の精度向上を図る。

今後は、ハザードマップのあり方、社会機能の早期回復（事業継続）を目指したレジリエントな防災のあり方、タイムラインの導入・活用などについて検討を進めていく必要がある。

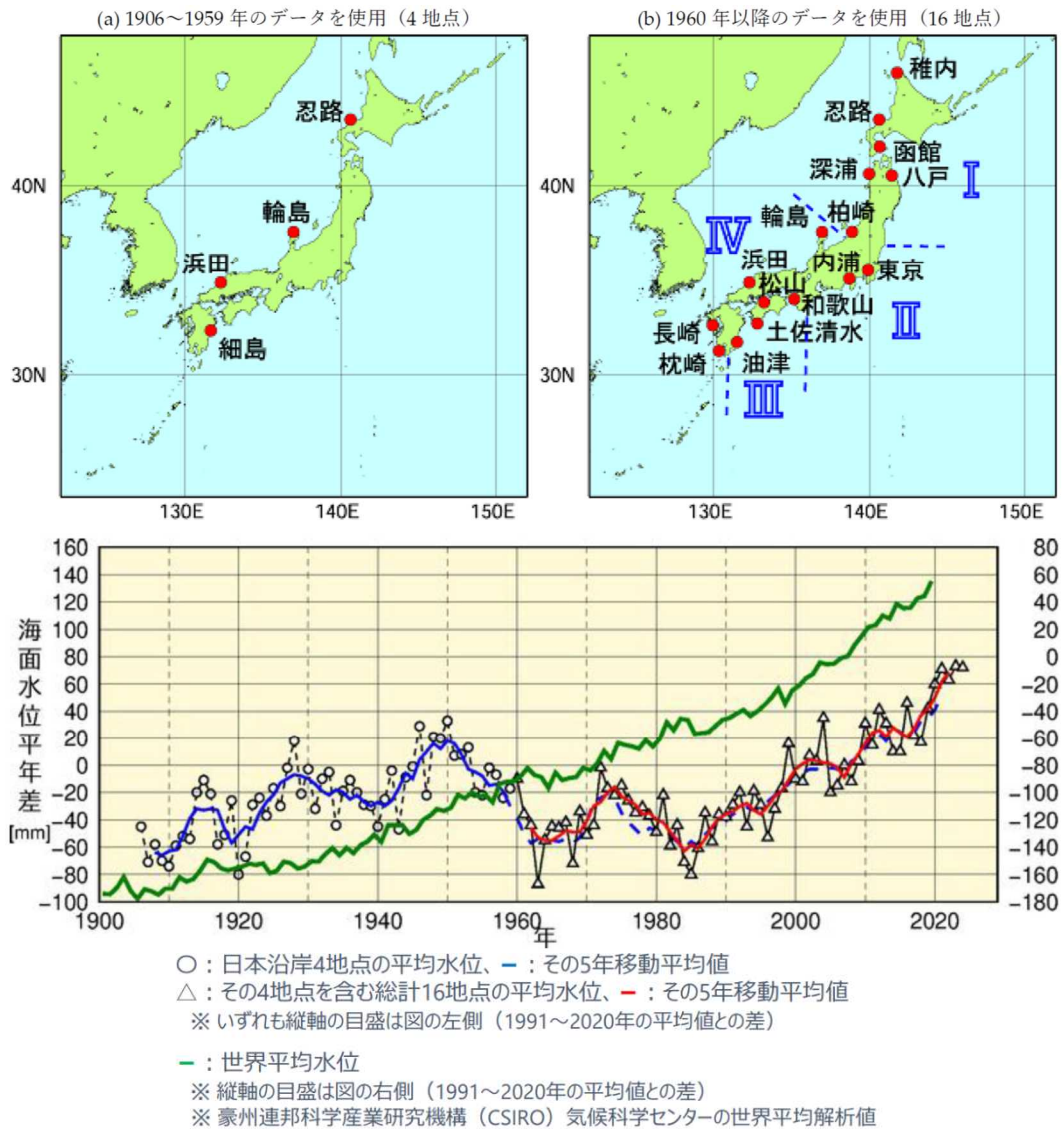


図 5.3 全国 4 地点又は 16 地点の日本沿岸の海面水位の推移（1906～2024 年）

出典：日本の気候変動 2025 大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書（詳細編） pp. 206-207
https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ccj/2025/pdf/cc2025_shousai.pdf

5.8 計画の見直し

本計画は、地域の状況や社会経済状況の変化に加え、波高・潮位の観測記録、さらには気候変動の影響等に関する最新の学術的知見を総合的に考慮したうえで策定するものである。

今後は、海岸保全施設の機能低下や気候変動に伴う外力の変化等を把握するため、施設の点検や継続的なモニタリングを実施し、これらの結果を踏まえ、新たに得られる知見に加え、従来から蓄積されてきた知識・経験を適切に活用しつつ、計画の対象とする海岸の特性、計画の基本的事項、海岸保全施設の整備内容等について検証を行うものとする。その結果に応じて、必要と認められる場合には、計画の見直しを適宜実施するものとする。